

グリーン購入基本方針

1. 趣旨

この方針は、「周南市役所エコ・オフィス実践プラン」に基づき、市が環境負荷の低減に資する原材料、部品、製品及び役務（以下「環境物品等」という。）の調達（以下「グリーン購入」という。）を推進するとともに、調達総量の抑制や省エネなどを実践し、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会を形成するために、必要な事項を定めるものとする。

2. 調達の基本原則

物品の調達に当たっては、従来重視されていた価格や品質などに加え、今後は、資源採取から廃棄物まで全ての物品ライフサイクルにおける多様な環境負荷を考慮し、次の事項に配慮して購入する。

- ① 必要性を十分に考慮し、調達数量は必要最小限とすること。
- ② 環境や人の健康に被害を与えるような物質の使用及び放出が削減されていること。
- ③ 資源及びエネルギーの消費が少ないこと。
- ④ 資源を持続可能な方法で採取し有効利用していること。
- ⑤ 長期間の使用ができること。
- ⑥ 再使用が可能であること。
- ⑦ リサイクルが可能であること。
- ⑧ 再生素材又は再使用された部品を多く利用していること。
- ⑨ 処理又は処分が廃棄するときに容易であること。
- ⑩ 社会面に配慮していること。

3. 適用範囲

市（市長部局、上下水道局、消防本部、ポートレース事業局、教育委員会を含む各種委員会又は議会事務局）における物品等の調達（議決権が50%超のもの）を対象とする。

4. 調達方針

(1) グリーン購入をするに当たっては、環境に配慮された物品に関する情報を商品カタログのほか、インターネット検索、その他の方法で次のデータベースなどを参照し情報を入手する。

- ① 環境省 グリーン購入法.net
- ② グリーン購入ネットワーク エコ商品ねっと
- ③ 日本環境協会 エコマーク事務局
- ④ 環境省 環境ラベル等データベース

(2) グリーン購入の対象物品以外の物品等の調達（特別の注文に応じて調達する物品等を含む。）においては、「2. 調達の基本原則」に準じて物品を選定するよう努める。

5. 推進体制

(1) この取組の推進は、環境政策担当課が取りまとめ、各所属長を通じて必要な情報の提供に努める。

- (2) 各所属は、物品納入業者等に対して、本方針を周知し、環境物品等の調達推進に協力するよう要請するものとする。

附 則

この方針は、平成15年11月4日から施行する。

附 則

この方針は、平成17年1月1日から施行する。

附 則

この方針は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この方針は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この方針は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この方針は、令和4年12月1日から施行する。